

## 緊急事態における非常措置について（お知らせ）

台風の接近等に伴う非常変災時の生徒の通学の安全を確保するため、テレビ放送等による気象情報の報道に基づき、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合、下記のように措置させていただきます。ご家庭におかれましても生徒の登下校の安全につきまして、よろしくご指導いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表時等における措置

午前7時において滋賀県内に該当警報が発表、あるいは発表中の場合は臨時休業とする。

- ・ 学校からの連絡はしません 当日のテレビやラジオの「気象情報」にご注意ください。

#### 2. 「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」発表前における特例措置

午前7時以前においても、午前7時には該当警報の発表が必至と判断される場合は、校長が市教育委員会と協議の上、自宅待機、臨時休業とすることがある。

- ・ 自宅待機、臨時休業等の場合には、学校より「水中メール」にて連絡します。

登校後に該当警報の発表が必至と判断される場合は、校長が市教育委員会と協議の上、下校時刻を繰り上げて帰宅させることがある。

- ・ 下校時刻を繰り上げる場合は、学校より「水中メール」にて連絡します。

#### 3. 「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」解除後における特例措置

午前7時までに該当警報が解除された場合にあっても、生徒の通学路の状況から災害等危険が予測される場合には、校長が市教育委員会と協議の上、生徒を自宅待機にし、必要に応じて始業時刻の繰り下げまたは臨時休業の措置をとることがある。

- ・ 自宅待機、臨時休業等の場合には、学校より「水中メール」にて連絡します。

#### 4. その他の警報（大雨、洪水、大雪等）の発表時における措置

その他の警報（大雨、洪水、大雪）の発表に伴い、臨時休業、始業時刻の繰り下げ等の措置が必要な事態となった場合には、校長が市教育委員会と協議の上、適切な措置をとる。

- ・ 臨時休業、始業時刻の繰り下げ等の場合は、学校より「水中メール」にて連絡します。